

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年6月26日)

【件名】

- 1 中央病院における患者カルテの不適切な閲覧について…………… 1

病 院 局

中央病院における患者カルテの不適切な閲覧について

令和2年6月26日
病院局総務課

中央病院における患者カルテの不適切な閲覧について、その後の対応状況をご報告します。

1 事案の概要

新型コロナウイルス感染症の罹患により中央病院に入院された患者の電子カルテについて、本年4月10日から同月14日までの間、病院職員206名（すべて医療従事者）が電子カルテシステムにアクセスしていたが、その後に職員への聴き取りを行った結果、一部に治療等に関係しない不適切な閲覧があったことが判明したものの。

2 処の方針

(1) 現在、病院局において、病院で行った聴き取りでは不適切と判断された職員28名のほか、業務等の関連性が必ずしも明確でない職員の聴き取りを行っている。今後、聴き取り結果と閲覧理由等を勘案して、処分を決定する。

(2) 主な閲覧理由

ア 興味本位

- ・自分と同性の名前を見つけ、身内かもしれないと反射的に電子カルテを開いてしまった。
- ・治療方法や退院の基準に興味があった。
- ・同僚から新型コロナの患者が入院していると言われ、気になった。
- ・単純にどんな検査が行われているか興味があった。

イ 感染への不安

- ・感染するのが怖かった。自分や同僚が感染したら怖いと感じていた。
- ・当日、体調が悪く、微熱(37.5℃未満)もあり、自分も患者と同じ店に行って感染したのではと不安だった。患者カルテを見れば行動歴が出ていると思い確認したかった。
- ・自分が妊娠中で、感染が怖かった。患者カルテを見て情報を得たかった。
- ・県内初の患者で、同じ病院内に入院しているので感染が心配だった。自分の知識がなく、患者カルテを見たら情報が得られると思った。

ウ その他

- ・自分の職場の同僚が患者の応援看護に当たると聞き、関心があった。自分もいつか応援看護に対応させられるかもと思った。
- ・応援看護で自分も患者を受け持つ可能性があると思った。
- ・集中治療室で勤務しているので、夜間、患者の体調が急変した場合、自分が受け持つ可能性があるかもと心配だった。
- ・自分は救急外来の業務なので、今後新型コロナの患者を受け入れるかもしれないと気になった。
- ・業務目的と業務目的外との区別ができていなかった。自己判断で、これは業務目的だから閲覧が許されると誤解した。

(3) 処分の時期及び量定

ア 時期 できる限り速やかに調査を終了し、7月中には決定する予定。

イ 量定 「懲戒処分等の指針」を基に判断し、処分に当たっては、「鳥取県職員の処分等に係る評価委員会」の意見も参考として判断する。

3 再発防止策

(1) システム改修

ア 電子カルテシステムログイン時に不適切閲覧、個人情報について注意アラートを表示。

(6月9日実施)

イ 電子カルテの氏名、住所、年齢などの個人情報を匿名化。(特定の患者、6月25日実施)

ウ 電子カルテへのアクセス記録の定期的なチェック。(特定の患者、6月23日実施)

エ 電子カルテへのアクセスを制御するためパスワードを設定。(特定の患者、6月25日実施)

(2) 個人情報保護等に係る研修の実施

ア 個人情報保護の徹底と新型コロナウイルス感染症に対する感染防止策等を理解する研修。

全職員を対象に延べ11回実施(6月25日～7月30日)

イ 人権意識の向上とコンプライアンス意識を醸成する研修を行う。

全職員を対象に延べ5回程度実施(7月)